

鳥取県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定をしたので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月29日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

1 指定講習機関の名称等

名称及び住所	代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
学校法人山陰中央自動車学校 鳥取県米子市両三柳3027-5	戸田 忍	学校法人山陰中央自動車学校 鳥取県米子市両三柳3027-5	普通免許、二輪免許 及び原付免許に係る 取消処分者講習

2 指定年月日

平成22年1月18日